

2017年度 年末手当 持ち帰り検討し妥結  
第3回団体交渉開催

会社回答

基準内賃金の **3.18ヶ月分**

平成29年12月4日（月）以降、準備でき次第

（口頭回答）

2. 55歳以上の社員（昭和37年4月1日以前生まれ）に、一律5万円の加算をすること。
3. エルダー社員の精勤手当に、一律5万円の加算をすること。
4. グリーンスタッフの精勤手当に、一律5万円の加算をすること。

**加算する考えはない**

昨年より平均5千円しか上げない経営側

平均額を見なければ、確認できないほどの微増だ！

単純に他企業と「月数」だけを比較しても意味はない

3.18ヶ月は昨年と同じ！

社員の努力に対する評価は  
昨年と同等ということか！